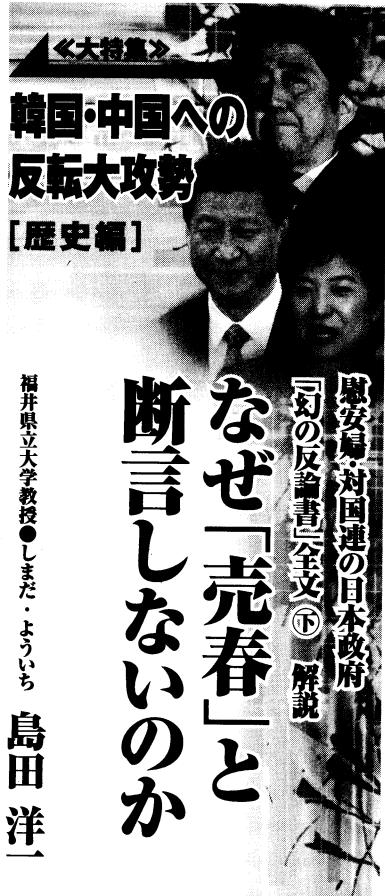


# なぜ「売春」と 断言しないのか

福井県立大学教授・しまだ・よういち 島田洋一



## 韓国・中国への 反転大攻勢 [歴史編]

法律論は首肯できるが：  
「日本軍慰安婦は強制連行された性奴隸」と認定した1996年2月のクマラスワミ報告に対し、日本政府が、国連人権委員会（現人権理事會）の関係国に一旦配布しながら撤回した慰安婦問題「幻の反論書」の後半、すなわち今号掲載分は、「第4章 法律面の反論」と総括の「第5章 勧告に対する日本政府の見解」からなる。

まず法的な一般論として反論書

は、「完償条項」（他に未償請求権があつても追及しない）が盛り込まれた平和条約や請求権協定の締結後に個人の損害に關わる請求権（個人請求権）を取り上げることの不当性を説く。理路整然とした内容であり、教科書的に行き届いた整理がなされている。法律論としては申し分ないであろう。

「性奴隸」をめぐる議論をみてみよう。「日本帝国陸軍により設置された慰安所制度」は「戦争犯罪」であり、「人道に対する罪を構成」し、法

「軍隊的性奴隸との用語が正確かつ適當」と結論づけるクマラスワミ報告に対し、反論書はこう応えている。1926年の奴隸条約以来、国際法で定義された「奴隸制度」とは「その者に対して所有権に伴ういかなる又はすべての権力が行使されている」状態（すなわち自由も金銭的報酬もない）を指し、慰安婦については「かかる地位又は身分」は確認されておらず、「奴隸制度に該当すると断言することは困難である」。やや弱い言い回しながら、性奴隸との認定は斥けている。

問題は慰安所の性格を巡る反論書の統く記述である。「そもそも右（慰安所制度）が売春を目的とするものであるか否かとの議論はさておき、醜業婦売買の規制に関する一連の条約との関係では、売春宿の経営や売春のための場所の提供を処罰の対象としたのはあくまで（戦後の）1950年の条約が初めて」で、法

の遡及的適応によつて日本を国際法違反とするのは不当である——。後段の法律論はその通りだ。

だ、前段で「売春を目的とする」施設であったという基本的事実を曖昧にしたため、副次的な法技術論で立場を補強する必要があると考えたか、反論書はここから奇妙な世界に入り込んでいく（総括の章でも、「売春を目的とするものであるか否かとの議論はさておいても」と再び「さておく」姿勢を取つてゐる）。

「いわゆる『従軍慰安婦』の制度が奴隸制度に該当すると仮定する場合であつても」とわざわざ不必要な仮定を設けた上、反論書はこう述べる。

當時の国際法上、「奴隸制度」の定義が確立していたとしても、一般的に、「奴隸制度」の禁止が慣習国際法上確立していたとまで言うことは出来ない。……また、1926年の奴隸条約自体については、我が国は締約国ではない。さらにもとよりその規定内容は、「あらゆる形態の奴隸制度の完全な廃止を漸進的に及びできる限り速やかに実現する」ための「措置をとることを約束する」（第2条）ものであり、「奴隸制度」の禁止そのものを義務付けるものではないところ、同条約締約国における「奴隸制度」の存在が直ちに当該国の同条約違反を構成するものでもないと考えられる。

島田洋一氏 昭和32（1957）年、大阪府出身、京都大学大学院法学研究科博士課程修了。専門は国際関係論。「救う会」副会長、国家基本問題研究所企画委員。著書に『アメリカ・北朝鮮抗争史』（文春新書）など。

上、やはり性奴隸だったのでは」といつた誤った印象を与えるだけであろう。

売春という用語を前面に出さないについては、女性たちの体面への、日本政府としての配慮があつたかもしれない。しかし、強制連行、性奴隸、集団レイプ云々と次々言い募つてくる相手に対し、そうした配慮は有害無益である。あえて無機的に、「慰安所は売春施設であり、慰安婦は奴隸ではない」と明確に定立しておくべきである。

最後の総括の章では、「特別報告者の指摘を受けるまでもなく、我が国は、いわゆる従軍慰安婦の問題は、当時の軍の関与の下、多数の女性の名譽と尊厳が傷つけられた問題であると認識」し、アジア女性基金など「元従軍慰安婦の方々に国民的償いを表す事業」に真剣に取り組んでいた等々、外務省文書では見慣れれた「逃げの反論」が続く。

確かにアジア女性基金について  
は、「日本は謝罪していない」とい  
う事実を180度ねじ曲げた日本糾  
弾プロパガンダへの反論として有効  
だとみる論者もいて評価は分かれる  
ところだが、次の箇所など、今では  
皮肉に響かざるを得ない。「199  
3年8月の調査結果発表（河野談話  
を指す—筆者注）にあたっては、調  
査対象を国外にも広げるなど、政府  
として全力を挙げた誠実な調査を行  
っている。このように、日本政府  
は、本問題の事実関係について隠蔽  
する意図は毛頭ないばかりか、むし  
ろ積極的に資料の調査、公開を行つ  
ており、特別報告者が十分な論拠も  
なくあたかも日本政府が資料の存在  
を隠蔽しているかのような前提で意  
見をされることは誠に遺憾である」  
。

元慰安婦に日本政府が行つたソウ  
ル出張聞き取りが、いかに「全力を  
挙げた誠実な調査」からほど遠いず

さんなものだったか、非公開として  
きたのが河野談話を守るために「隠  
蔽」に他ならなかつた事情も含め、  
産経新聞の昨秋からの一連の報道に  
よつて今や白日の下に晒されてい  
る。今後は、談話にとつて「不都合  
な真実」であつても、誠実に公開し  
ていかねばならない。

「旧ユーゴ・ルワンダ」との併記も無用  
「幻の反論書」全体を通じ、最も見  
るべき点が多いのは、事実認識にあ  
る程度踏み込んだ第3章（前号に掲  
載）である。

河野談話の実質的な修正と言つて

よい箇所がいくつもある。例えば、  
「（1944年に米軍がビルマで朝鮮  
人慰安婦20名を尋問した記録には）  
また別の慰安婦像が示されているこ  
とも事実である。特別報告者たる者  
は、多様な事情を虚心に分析して、  
バランスの取れた判断を行わなければ  
ならない。本件付属文書（クマラ

本誌前号で阿比留瑠比氏が、「た  
だ、皮肉なことに河野談話もまた、  
この米軍が記録した慰安婦たちの比  
較的に自由な生活については同じく  
無視し、「慰安所における生活は、  
強制的な状況の下での痛ましいもの  
であった」と書いている」と指  
摘したとおり、河野談話における

## 岡特許商標事務所

弁理士 岡 健司

〒640-8112 和歌山市南木材丁1丁目16番地  
TEL.073-412-4121 FAX.073-412-4123

毎月第2・4日曜日に無料相談会を実施しております。  
前日までにご予約をお願い致します。  
(他のご相談者様との重複防止、秘密保持確保のため)

「歴史の歪曲」が自然に明らかになるポイントである。

「河野談話を継承するとしている現在の安倍政権も、この文書のレベルの反論はできるのだ」と同じく前号で西岡力氏が強調している。実際、「事実面に対する反論」の章は、外務省の手になるものだけに、はつきり先例と位置づけていきたい。

同時に、河野談話の枠をはめた上で、「法律面での全面的な反論」を外務当局に指示すると、大いに逆効果となりかねない危険をも本反論書は示した。

慰安所は売春施設であつて、奴隸制度でも戦争犯罪でもない、を常に基本線として維持せねばならない。「仮に奴隸制度だとしても」「仮に戦争犯罪だとしても」といったスコラ談義は一切無用だ。

なお、反論書の冒頭に次の二節が置かれている。「旧ユーゴ、ルワンダ等の武力紛争下における組織的強

姦、家庭や社会における性的虐待や嫌がらせなど、現代社会において女性に対する暴力は重大な問題になっている。日本政府としても、旧日本軍の関与の下、多くの女性の名誉と尊厳が傷つけられたいわゆる従軍慰安婦問題を深く反省し、官民あげてこの問題に誠実に対応するとともに、この問題を一つの教訓として、『女性に対する暴力』の問題一般の解決のために国際社会に協力していくべきであると考えている」。

これでは、慰安婦問題は旧ユーゴやルワニダの組織的強姦・虐殺と同種のものだったとの誤解を与えるかもしれない。配られた資料の最初の1、2ページしか読まない関係者も多い。外務当局の重大ミスであろう。

今年4月25日、ソウルで米韓合同記者会見に臨んだオバマ大統領は、慰安婦問題に触れ、「恐ろしい、実にひどい人権侵害であり、この女性たちは戦時中であることを考慮して

もなおショッキングな形で人権を侵犯された」と述べている。この発言の背後に、「残虐性と巨大さにおいて前例を見ない、日本政府による強制的軍隊売春である『慰安婦』システムは、20世紀最大規模の人身売買として、輪姦や強制墮胎、辱め、性的暴行を含み、四肢の切断や死亡、自殺に至ったもの……」(2007年7月30日、米下院「慰安婦決議」といつた認識がおぼろげにでもあるとすれば由々しきことである。

もつともオバマ氏は続けて、「何が起きたのか、正確にはつきりと明らかにされねばならない」「過去は正直かつ公正に認識されねばならない」とも述べている。「幻の反論書」はその方向に一歩を踏み出したものであった。不要な部分を削ぎ落とした上、今後燃烈さを増すであろう国際情報戦に活用していきたい。